

医療費控除とセルフメディケーション税制

これまでの医療費控除は、1年間に支払った医療費の合計が10万円を超えた場合、超えた部分について所得控除を受けられる制度でした。2017年1月から、医療費控除の新しい税制として「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」が始まりました。これは特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が、合計1万2000円を超えた場合に適用される制度です。今回は二つの違いを簡単にご説明します。

医療費控除とセルフメディケーション税制の違いと注意点

◆医療費控除(従来のもの)

医師の診断や治療費、それに伴う交通費を合算した金額が1年で10万円(その年の総所得金額が200万円未満の方は総所得金額の5%の金額)を超えた場合の所得控除です。最大200万円まで控除されます。セルフメディケーション税制の対象となるOTC医薬品の購入費も含まれます。

◆セルフメディケーション税制(新しく新設されたもの)

対象となるOTC医薬品の購入金額が1万2000円を超えた場合の所得控除です。最大で8万8000円まで控除されます。受ける要件として普段から健康維持に努めていることです。(健康診断、人間ドック、予防注射などを行っていること)

◆OTC医薬品とは何か

処方箋がなくても薬局などで薬剤師のアドバイスに従って購入することができるもので、セルフメディケーション税制の対象商品には下記のようなマークが描かれています。



◆ 従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。

従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらか一方しか申告できません。セルフメディケーション税制を適用した場合、従来の医療費控除を受けることができません。